

## 復興庁設置法等の一部を改正する法律要綱

### 第一 復興庁設置法の一部改正

#### 一 復興局の位置等の政令委任

復興局の名称、位置及び管轄区域を政令で定めるものとする。

(第十七条関係)

#### 二 復興庁の廃止期限の延長

復興庁の廃止期限を令和十三年三月三十一日まで延長するものとする。

(第二十一条関係)

#### 三 その他所要の改正を行うものとする。

### 第二 東日本大震災復興特別区域法の一部改正

#### 一 対象地域の重点化のための各種計画の作成主体の見直し

復興推進計画及び復興整備計画の作成主体について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体とすること。

(第四条及び第四十六条関係)

## 二 課税の特例等の対象区域の政令委任

認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域を、復興産業集積区域のうち、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域とすること。  
(第三十七条から第四十条まで及び第四十三条関係)

## 三 復興交付金の廃止

復興交付金事業計画に係る特別の措置を廃止すること。  
(第七十七条から第八十四条まで関係)

## 四 その他所要の改正を行うものとする。

## 第三 福島復興再生特別措置法の一部改正

### 一 目的

福島復興再生特別措置法の目的に、福島復興再生計画の認定及び当該認定を受けた福島復興再生計画に基づく特別の措置を講ずることを追加するものとする。  
(第一条関係)

## 二 福島復興再生計画等

### 1 福島復興再生基本方針

政府が、福島復興再生基本方針を定めるに当たっては、東日本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならないものとする事。

(第五条関係)

## 2 福島復興再生計画

(1) 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、福島復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする事。

(2) 福島復興再生計画には、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項、避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項、原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項その他福島の復興及び再生に関し必要な事項を定めるものとする事。

(3) 福島県知事は、福島復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長等の意見を聴かなければならないものとする事。

(4) 産業復興再生事業又は重点推進事業を実施しようとする者等は、福島県知事に対して、福島復興

再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することについての提案をすることができるものとする。

- (5) 内閣総理大臣は、福島復興再生計画の認定の申請があつた場合において、福島復興再生計画が福島復興再生基本方針に適合するものであり、その実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められる等の基準に適合すると認められるときは、関係行政機関の長の同意を得てその認定をするものとする。
- (第七条関係)

### 3 東日本大震災復興特別区域法の準用

福島県知事は内閣総理大臣に対して新たな規制の特例措置等を提案できるものとする。内閣総理大臣は関係行政機関の長の意見を聴いて当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは遅滞なく福島復興再生基本方針の変更の案を作成し閣議の決定を求めなければならないものとする。閣議の決定があつたときは遅滞なく福島復興再生基本方針を公表しなければならないものとする。当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときはその旨及びその理由を福島県知事に通知するとともに国会に報告しなければならないものとする。福島県知事は新

たな規制の特例措置等の整備その他について国会に対して意見書を提出することができるものとする  
こと等に関し、東日本大震災復興特別区域法の規定を読み替えて準用するものとする。

(第七条の二関係)

### 三 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

#### 1 土地改良法等の特例

国は、認定福島復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であ  
つて、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行う  
ことができるものとする。

(第八条から第十六条まで関係)

#### 2 生活環境整備事業

内閣総理大臣は、認定福島復興再生計画に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善  
に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための  
事業）を、当該施設を管理する者の要請に基づいて行うことができるものとする。

(第十七条関係)

### 3 特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定避難指示（帰還困難区域の設定の指示をいう。）の対象となっている区域をその区域に含む市町村の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

（第十七条の二関係）

### 4 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等

#### (1) 農用地利用集積等促進計画

① 福島県知事は、認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、農用地の賃借権の設定等を受ける者、賃借権の設定等の条件、福島農林水産業振興施設の用に供するための農地等の転用に係る事項等を内容とする農用地利用集積等促進計画を定めることができるものとし、当該計画は、その内容が認定福島復興再生計画に適合するものである等の要件に該当するものでなければならぬものとする。

(第十七条の十九関係)

② 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めたときは、その旨を公告しなければならないものとし、その公告があつたときは、農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。と。

(第十七条の二十及び第十七条の二十一関係)

③ ②の公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権の設定等が行われる場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しないものとする。

(第十七条の二十四関係)

④ ②の公告があつた農用地利用集積等促進計画に従つて福島農林水産業振興施設の用に供するため農地等の転用を行う場合には、農地法第四条第一項本文又は第五条第一項本文の規定は、適用しないものとする。

(第十七条の二十四関係)

⑤ ②の公告があつた農用地利用集積等促進計画に記載された福島農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備

に関する法律第十三条第二項等の規定は、適用しないものとする。

(第十七条の二十五関係)

⑥ 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定める場合において、数人の共有に係る土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明土地」という。)があるときは、当該共有者不明土地について共有持分を有する者であつて確知することができないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を行った上で、当該計画によつて農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける旨等を公示するものとし、不確知共有者が一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、当該計画について同意をしたものとみなすものとする。

(第十七条の二十六から第十七条の二十八まで関係)

(2) 農用地効率的利用促進事業

認定福島復興再生計画に係る農用地効率的利用促進事業の実施区域内にある農用地についての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務等の全部又は一部(以下「特例分担事務」という。)を市町村長が行うことにつき、当該市町村長と当該農業委員会との間



で合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする事。 (第十七条の三十三関係)

## 5 企業立地促進計画

福島県知事は、認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、企業立地促進計画を作成するものとする事。 (第十八条関係)

## 6 帰還・移住等環境整備事業計画

帰還環境整備事業計画について、目的を住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備に、名称を帰還・移住等環境整備事業計画に改め、当該計画の記載事項に原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住の促進を図るための環境を整備する事業等を追加するとともに、認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、作成するものとする事。 (第三十三条関係)

## 7 生活拠点形成事業計画

福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村その他の地方公共団体が生活拠点形成交付金事業等を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、認定福島復興再生計画に即して、生活拠点形成事業計画を作成するものとする。

（第四十五条関係）

## 8 帰還・移住等環境整備推進法人

帰還環境整備推進法人について、名称を帰還・移住等環境整備推進法人に改めるとともに、住民の帰還を促進する環境の整備を目的とする事業について、原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住を促進する環境を整備するための事業も行うことができるものとする。

（第四十八条の十四及び第四十八条の十五関係）

## 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

### 1 健康管理調査の実施

福島県知事が行う健康管理調査について、福島復興再生基本方針に加え、認定福島復興再生計画に

基づくものとする。

(第四十九条関係)

## 2 避難指示・解除区市町村における情報通信機器の活用等による必要な医療の確保

国及び福島県は、避難指示・解除区市町村の区域において、情報通信機器の活用その他の方法により、必要な医療（薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を含む。）の確保が適切に図られるよう、病院等の管理者、薬局開設者その他の関係者に対し必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

(第五十九条の二関係)

## 五 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

### 1 商標法等の特例

福島県知事が、産業復興再生事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けるときは、商標法、種苗法等に係る規制の特例措置の適用を受けられることができるものとする。

(第六十四条から第七十三条まで関係)

## 2 特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置

(1) 福島県知事は、認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定め

られているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して、福島において特定風評被害に対処するための事業活動である特定事業活動の振興を図るために実施しようとする措置の内容等を記載した特定事業活動振興計画を作成することができるものとし、当該特定事業活動振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。

(第七十四条関係)

(2) 福島県知事は、提出特定事業活動振興計画の実施状況について、毎年、内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、当該提出特定事業活動振興計画に記載された措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

(第七十五条関係)

(3) 提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人（当該特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる等の要件に該当するものとして福島県知事が指定するものに限る。以下「指定事業者」という。）であって、当該特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し

、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等の減価償却資産については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（第七十五条の二関係）

(4) 指定事業者が、平成二十三年三月十一日において福島に所在する事業者に雇用されていた者又は平成二十三年三月十一日において福島に居住していた者を、福島に所在する事業所において雇用している場合には、当該指定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（第七十五条の三関係）

(5) 指定事業者は、福島県知事に対し、その指定に係る特定事業活動の実施状況について報告するものとともに、福島県知事は、指定事業者が(3)の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

（第七十五条の四関係）

(6) 福島県又は福島の市町村が、提出特定事業活動振興計画に従って特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した指定事業者について、当該特定事業活動に対する事業税、当該特

定事業活動の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、福島県又は福島市のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島県又は福島市の市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

(第七十五条の五関係)

### 3 農林水産業の復興及び再生のための施策等

国は、諸外国における福島農林水産物等の輸入に関する規制の撤廃又は緩和を推進するため、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉その他必要な措置を講ずるとともに、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する福島農林水産物等の輸出の不振に対処するため、海外における福島農林水産物等の安全性に関する理解の増進並びにその販売を促進するための紹介及び宣伝に必要な措置を講ずるものとする。

(第七十六条の二関係)

### 六 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置

## 1 国有施設の使用等の特例

福島県知事が、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する事項又は重点推進事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、国有の試験研究施設の使用の特例等の特例措置の適用を受けることができるものとする。

(第八十一条から第八十三条まで関係)

## 2 新産業創出等推進事業促進計画及びこれに基づく措置

(1) 福島県知事は、認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、新産業創出等推進事業を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した新産業創出等推進事業促進計画を作成することができるものとし、当該新産業創出等推進事業促進計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。

(第八十四条関係)

(2) 福島県知事は、提出新産業創出等推進事業促進計画の実施状況について、毎年、内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に記載された措置が

実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができるとすること。  
(第八十五条関係)

(3) 新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業を実施する個人事業者又は法人は、新産業創出等推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができるとし、福島県知事は、当該新産業創出等推進事業実施計画が提出新産業創出等推進事業促進計画に適合するものである等の場合に、認定をするものとする。  
(第八十五条の二関係)

(4) 福島県知事は、認定事業者に対し、新産業創出等推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。  
(第八十五条の三関係)

(5) 福島県知事は、認定事業者に対し、認定新産業創出等推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。  
(第八十五条の四関係)

(6) 新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに



構築物等の減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第八十五条の五関係)

(7) 新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業を実施する認定事業者であつて当該新産業創出等推進事業に関連する開発研究を行うものが、当該開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第八十五条の六関係)

(8) 認定事業者が、認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて、原子力災害の被災者である労働者等の労働者を、新産業創出等推進事業促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第八十五条の七関係)

(9) 福島県又は福島の市町村が、新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定

事業者について、当該新産業創出等推進事業に対する事業税、当該新産業創出等推進事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該新産業創出等推進事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、福島県又は福島市の市町村のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島県又は福島市の市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

(第八十五条の八関係)

### 3 新たな産業の創出等に寄与する施策等

国は、認定福島復興再生計画の実施を促進するため、重点推進事項の取組を支援するために必要な施策等を講ずるものとする。

(第八十六条から第八十九条まで関係)

## 七 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣等

### 1 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構による派遣の要請

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「機構」という。)は、福島国際研

究産業都市区域における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組の重点的な推進に関する業務のうち、産業集積の形成及び活性化に資する事業の創出の促進、国、地方公共団体、研究機関、事業者、金融機関その他の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進、産業集積の形成及び活性化を図るための方策の企画及び立案その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとする事。

（第八十九条の二関係）

## 2 国の職員の派遣

任命権者は、機構から要請があつた場合において、原子力災害からの福島復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができるものとする事。

（第八十九条の三関係）

### 3 派遣期間中の給与等

(1) 任命権者は、機構との間で2の取決めをするに当たっては、派遣される国の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならないものとする。

(2) 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないものとする。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができるものとする。 (第八十九条の五関係)

### 4 国家公務員共済組合法等の特例

機構への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めるものとする。

(第八十九条の六から第八十九条の十まで関係)

## 5 機構の役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。  
(第八十九条の十三関係)

## 八 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

国は、移住等の促進を図るため、避難指示・解除区市町村に対して必要な措置を講ずるものとする  
こと。  
(第九十二条から第九十四条まで関係)

## 九 その他所要の改正を行うものとする

第四 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部

## 改正

### 一 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき令和七年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置等を定めるものとする  
こと。  
(第一条関係)

## 二 復興債の発行

令和七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるものとする。

(第六十九条関係)

## 三 株式処分収入の使途等

1 第七十二条第三項各号に掲げる株式の処分により令和九年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

2 特別会計に関する法律附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式の処分により令和九年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

(第七十二条関係)

#### 四 その他（附則関係）

東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和八年度から復興庁設置法第二十一条の規定により復興庁が廃止されるまでの間において東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第十七条関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第五 特別会計に関する法律の一部改正

一 日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替

一般会計に所属する日本郵政株式会社の株式のうち、同会社の発行済株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（附則第十二条の三関係）

二 エネルギー対策特別会計の繰入れ

1 当分の間、福島復興再生特別措置法第二条に規定する基本理念にのっとり行われる同法第三条に規定する原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策に係る第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができるものとする。

2 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れられた繰入金については、後日、同勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、エネルギー需給勘定に繰り入れなければならないものとする。 (附則第十八条の二関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

## 第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行後五年以内に、改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



と。

(附則第二条関係)

三 政府は、東日本大震災からの復興の一層の推進に当たり、東日本大震災からの復興の進捗状況が被災地域ごとに異なること等に鑑み、復興が進展している地域における取組に係る情報を復興の途上にある地域へ提供するなど、東日本大震災からの復興に関する行政の内外の知見を活用するものとする。

(附則第三条関係)

四 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。関係法律を改正することその他所要の規定を整備するものとする。

(附則第四条から附則第二十七条まで関係)